

募集要項の修正（新旧対照表）

令和 4 年 10 月 11 日に公表した「可燃ごみ中継施設等整備・運営事業」の運営業務委託契約書案を次のとおり修正する。

新	旧
第 2 章 本業務の実施 第 1 節 総則 （業務の実施） 第 1 6 条 受託者は、本業務を、運営期間中に亘って、善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。<u>（削除）</u> 2 受託者は、本施設において本業務を実施しなければならない。<u>ただし、業務の性質上本施設外で実施すべきものについては、この限りでない。</u> 3 本業務の範囲は要求水準書に定めるとおりとする。 （モニタリング） 第 2 2 条 委託者は、受託者の本業務の実施状況及び実施の結果を監視するため、<u>別紙[5]</u>に定める内容のモニタリングを行う。 2 受託者は前項による委託者のモニタリングに協力しなければならない。 3 委託者は、モニタリングにより要求水準未達を確認したときは、別紙[5]の規定による措置を執るものとし、受託者は委託者の執った措置に従うものとする。	第 2 章 本業務の実施 第 1 節 総則 （業務の実施） 第 1 6 条 受託者は、本業務を、運営期間中に亘って、善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。<u>ただし、業務の性質上本施設外で実施すべきものについては、この限りでない。</u> 2 受託者は、本施設において本業務を実施しなければならない。 3 本業務の範囲は要求水準書に定めるとおりとする。 （モニタリング） 第 2 2 条 委託者は、受託者の本業務の実施状況及び実施の結果を監視するため、<u>別紙[1]</u>に定める内容のモニタリングを行う。 2 受託者は前項による委託者のモニタリングに協力しなければならない。 3 委託者は、モニタリングにより要求水準未達を確認したときは、別紙[5]の規定による措置を執るものとし、受託者は委託者の執った措置に従うものとする。

新	旧
第 3 章 運転管理業務 (計画搬入量及びごみ質) 第 3 9 条 本施設に搬入される対象ごみの計画年間ごみ処理量は要求水準書の表 6 に示すとおりとする。 2 本施設に搬入される対象ごみの量が前項の計画搬入量と著しく異なるときは、委託者と受託者が協議を行うものとする。 3 本施設に搬入される対象ごみの単位容積重量が要求水準書の表[9]<u>及び表[10]</u>に示される計画ごみ質から著しく異なるときは、委託者と受託者が協議を行い、その取り扱いを定めるものとする。	第 3 章 運転管理業務 (計画搬入量及びごみ質) 第 3 9 条 本施設に搬入される対象ごみの計画年間ごみ処理量は要求水準書の表 6 に示すとおりとする。 2 本施設に搬入される対象ごみの量が前項の計画搬入量と著しく異なるときは、委託者と受託者が協議を行うものとする。 3 本施設に搬入される対象ごみの単位容積重量が要求水準書の表[9]に示される計画ごみ質から著しく異なるときは、委託者と受託者が協議を行い、その取り扱いを定めるものとする。

新	旧
第5章 損害等の発生 (損 害) 第49条 受託者は、本業務の実施に伴い、委託者又は第三者に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたもの、又は不可抗力により発生した損害、又は受託者に帰責事由がない場合は、この限りでない。なお、責任の所在、賠償の範囲、賠償の方法については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。 <u>2 受託者は、ごみ中継施設及び剪定枝等ストックヤードにかかる工事の受注者(以下、本条で「工事請負事業者」という。)の故意又は過失若しくは当該工事にかかる要求水準の未達により損害が生じたときは、発注者にその状況を報告の上、工事請負事業者に対して損害賠償を請求するものとし、発注者は当該損害が自ら又は監督員の指示が不適當であることに起因する場合を除き、かかる損害については責任を負わない。</u> <u>3 受託者は、故意又は過失その他本業務にかかる要求水準に反したことにより工事請負事業者に損害を生じさせたときは、工事請負事業者に対して当該損害を賠償するものとし、発注者は当該損害が自ら又は監督員の指示が不適當であることに起因する場合を除き、かかる損害については責任を負わない。</u>	第5章 損害等の発生 (損 害) 第49条 受託者は、本業務の実施に伴い、委託者又は第三者に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたもの、又は不可抗力により発生した損害、又は受託者に帰責事由がない場合は、この限りでない。なお、責任の所在、賠償の範囲、賠償の方法については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

新	旧
第 8 章 その他 (不可抗力) 第 6 5 条 委託者又は受託者は、不可抗力によりこの契約を履行することができなくなったときは、直ちにその旨を相手方に通知し、相手方に生じる損害が最小限となるよう努めなければならない。 2 運営期間中に、不可抗力により委託者又は受託者がこの契約を履行することができなくなった場合若しくは本施設に重大な損害を生じた場合は、委託者及び受託者は、この契約の変更、追加的費用の負担及びその支払方法について協議を行うものとする。 3 不可抗力により、受託者による本業務の実施に追加の費用が発生し又は受託者に損害が生じた場合には、当該追加費用及び損害の負担について委託者と受託者が協議を行うものとする。かかる協議が調わない場合は、第[68]条の保険により填補される部分がある場合にはこれを控除し、当該控除した金額について、当該追加費用及び損害が発生した事業年度の本業務の履行に対して支払われる委託料（消費税を含む。）の 100 分の 1 に相当する金額までは受託者が負担し、これを超える部分は委託者が負担する。 4 前 2 項の規定に基づいて委託者に追加的費用の負担が生じた場合は、委託費の改定により賄うものとし、その詳細は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。 5 委託者が第[62]条第 2 項に基づきこの契約を解除する場合で、かつ同条第 1 項に定める協議において委託者が本事業の継続を希望し、受託者が当該委託者の本事業の継続の意思に対応しなかったときは、当該委託者の解除により委託者及び受託者に生じたそれぞれの追加的費用及び損害は、委託者及び受託者が各自負担し、相手方に対する追加的費用及び損害の補填等のための支払いは行わない。	第 8 章 その他 (不可抗力) 第 6 5 条 委託者又は受託者は、不可抗力によりこの契約を履行することができなくなったときは、直ちにその旨を相手方に通知し、相手方に生じる損害が最小限となるよう努めなければならない。 2 運営期間中に、不可抗力により委託者又は受託者がこの契約を履行することができなくなった場合若しくは本施設に重大な損害を生じた場合は、委託者及び受託者は、この契約の変更、追加的費用の負担及びその支払方法について協議を行うものとする。 3 不可抗力により、受託者による本業務の実施に追加の費用が発生し又は受託者に損害が生じた場合には、当該追加費用及び損害の負担について委託者と受託者が協議を行うものとする。かかる協議が調わない場合は、第[68]条の保険により填補される部分がある場合にはこれを控除し、当該控除した金額について、当該追加費用及び損害が発生した事業年度の本業務の履行に対して支払われる委託料（消費税を含む。）の 100 分の 1 に相当する金額までは受託者が負担し、これを超える部分は委託者が負担する。 4 前 2 項の規定に基づいて委託者に追加的費用の負担が生じた場合は、委託費の改定により賄うものとし、その詳細は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。 5 委託者が第[66]条第 2 項に基づきこの契約を解除する場合で、かつ同条第 1 項に定める協議において委託者が本事業の継続を希望し、受託者が当該委託者の本事業の継続の意思に対応しなかったときは、当該委託者の解除により委託者及び受託者に生じたそれぞれの追加的費用及び損害は、委託者及び受託者が各自負担し、相手方に対する追加的費用及び損害の補填等のための支払いは行わない。